



神地活第 706 号

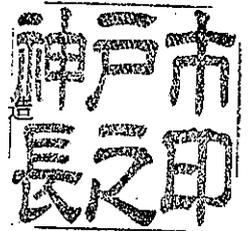
令和 5 年 7 月 6 日

主たる事務所の所在地：

神戸市東灘区魚崎中町 2 丁目 5 番 3 - 1 号

特定非営利活動法人縁 御中

神戸市長 久 元 喜



#### 市民への説明の要請について

貴法人は、介護給付費及び訓練等給付費を不正に請求したとして、神戸市長から障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定障害福祉サービス事業所の指定取消処分や一部効力の停止処分等を受けました。このことについて、貴法人に関し、活動を懸念する情報が寄せられております。

つきましては、別紙の『神戸市における「NPO法の運用方針」について』により、下記のとおり自主的に市民への説明を実施されるとともに、説明内容を記載した書面を本市まで送付いただくようお願いいたします。

また、本要請文及び本市に送付いただいた書面は、市民間の情報共有及び所轄庁における手続きの透明性の確保の観点から、本市ホームページ上に掲載することを申し添えます。

#### 記

##### 1 説明をお願いする内容

介護給付費及び訓練等給付費を不正に請求したとして、神戸市長から障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定障害福祉サービス事業所の指定取消処分や一部効力の停止処分等を受けたことについて、現在の運営の状況及び今後の法人の運営の方向性等、貴法人からの説明

##### 2 説明の方法

###### (1) 説明の実施方法

市民への説明は、特定非営利活動法人が自主的に実施されるべきものですので、実施方法は貴法人にお任せいたします（参考までに実施方法例を以下に記載します）が、本市にご送付いただく説明内容を記載した文書を、本市ホームページに掲載することで代替することも可能です。

<方法例>

- ・ 貴法人の事務所に、誰でも閲覧できる状態で説明文書を備え置く。
- ・ 貴法人が運営するホームページに説明文書を掲載する。
- ・ 適切な方法で説明会を開催する。(実施内容を予め周知しておくことが望ましいと考えられます。)

(2) 説明実施の期限

令和5年8月7日(月)

(3) 本市への書面の送付期限

令和5年8月14日(月) 午後5時(必着)

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5-1(神戸市役所1号館23階)

神戸市地域協働局地域活性課

TEL 078-322-6837

FAX 078-322-6133